

都市計画税が充てられた事業

都市計画税とは、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する経費に充てるために、目的税として課税されるものです。

令和 5 年度の決算額は 1,476,424,158 円で、使途は次のとおりです。

○都市計画税の決算額：1,476,424 千円

○都市計画税内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	市 債	その他	都 市 計画税	その他
街 路 事 業	25,311	0	15,100	0	8,012	2,199
下 水 道 事 業	2,540,744	467,076	559,200	31,748	1,163,487	319,233
市 街 地 開 発 事 業	580,033	0	440,100	0	109,805	30,128
地 方 債 償 還	248,656	0	0	0	195,120	53,536
合 計	3,394,744	467,076	1,014,400	31,748	1,476,424	405,096